

# **令和7年度、昇降機等検査員地域講習会**

## **昇降機定期検査業務基準書2025年版**

**令和6年6月28日改正(令和7年7月1日施行)内容の解説  
+ 新様式検査結果表の解説等**

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会

# 目 次

## 1. 改正内容

1-(1). デジタル化推進に係る改正 ……(P3.P4)

1-(2). 構造基準と検査基準の不整合解消等に係る改正……(P5~P8)

2. 既存不適格項目改訂箇所紹介 ……(P9~P12)

3. 定期検査報告書(含む検査結果表・概要書)について ……(P13~P19)

# 1.【改正内容】

令和6年6月28日改正、令和7年7月1日施行

## (1).デジタル化推進に係る改正

検査方法の「目視」を「目視又はこれに類する方法」である「目視等」に改められました。これは定期検査等の高度化のあいかた及びデジタル化のあいかたを踏まえ検査等の合理化や新技術の活用を可能にするものであり、赤外線装置や可視カメラ、センサー等がそれにあたり「目視と同等以上の情報が得られる」ものである。

「目視」 → 目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)

文言は全て「**目視等**」となる

# 1-(1)表① エレベーターの改正前・後の検査結果表比較(一例)

改正前			
別記第1号 1-(6) 制御器			
1	機械室 (機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)		
(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 ( ) ロ. やむを得ない事情より、 検査者が設定する交換基準 ( )
			ブレーキ用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 ( ) ロ. やむを得ない事情より、 検査者が設定する交換基準 ( )

改正後 (新様式)			
別記第1号 1-(6) 制御器			
1	機械室 (機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)		
(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 ( ) ロ. やむを得ない事情より、 検査者が設定する交換基準 ( )
			ブレーキ用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 ( ) ロ. やむを得ない事情より、 検査者が設定する交換基準 ( )

ロープ式エレベーターの一例ですが、他にロープ式小型エレベーター、リニアモーター式エレベーター、エスカレーター、段差解消機において目視から目視等に検査結果表が改訂されていますのでご注意ください。

文言が「目視」から「目視等」に変更となっています。旧様式は受付出来ませんので、必ず新様式の検査結果表をご使用下さい！

# 1.〔改正内容〕

**令和6年6月28日改正、令和7年7月1日施行**

## **(2)構造基準と検査基準の不整合解消等に係る改正**

**構造基準を求めている一方で、定期検査告示では基準の適合に係る検査の実施を求めており、不整合が生じていた。**

**よって以下の項目が削除された。**

- ・小荷物専用昇降機における機械室の点検コンセントの検査項目が削除。**
- ・油圧エレベーターにおける機械室内の防油堤(ぼうゆてい)の状況や消火設備の状況などの検査項目が削除。**

# 1(2)表① 油圧エレベーターの改正前・後の比較

改正前

別表第2

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 機械室（機械室を有しないエレベーターにあつては、共通）	(二)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	昇降機以外の設備等の状況	目視により確認する。	定期検査又は定期点検に支障が生じていること。
			壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	目視により確認する。	漏水が機器に達していること。
			機械室の床及び機器の汚損の状況	目視により確認する。	機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損があること。
			照明装置の状況	照明の点灯の状況を確認する。	照明装置が正常に作動しないこと。
			開口部又は換気設備の設置及び換気状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあつては、その設定を確認する。	令第129条の9第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。
			防油堤の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があり外部に油が流出するおそれがあること。
			標識の状況	目視により確認する。	火気厳禁の標識が掲示されていないこと又は容易に認識できないこと。
			消火設備の状況	目視により確認する。	機械室又は機械室付近に消火器又は消化砂が設置されていないこと。

改正後

別表第2

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 機械室（機械室を有しないエレベーターにあつては、共通）	(二)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	昇降機以外の設備等の状況	目視により確認する。	定期検査又は定期点検に支障が生じていること。
			壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	目視により確認する。	漏水が機器に達していること。
			機械室の床及び機器の汚損の状況	目視により確認する。	機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損があること。
			照明装置の状況	照明の点灯の状況を確認する。	照明装置が正常に作動しないこと。
			開口部又は換気設備の設置及び換気状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあつては、その設定を確認する。	令第129条の9第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。



防油堤、火気厳禁の標識、消火設備は検査項目から削除されました。

削除

# 1(2)表② 小荷物専用昇降機の改正前・後の比較

改正前

別表第6

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
—	(一)	機械室への経路及び点検口の戸	機械室への経路の状況	目視により確認する。	機械室への経路が確保されていないこと。
			点検口の戸の設置及び施錠の状況	確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。	戸がないこと、戸が破損していること又は解錠若しくは施錠ができないこと。
	(二)	点検用コンセント	設置の状況 破損の状況 通電の状況	目視により確認する。 目視により確認する。	コンセントが設置されていないこと。 破損していること。 破損していること。
(三)	制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	電氣的に開閉しないこと。

機械室



改正後

別表第6

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
—	(一)	機械室への経路及び点検口の戸	機械室への経路の状況	目視により確認する。	機械室への経路が確保されていないこと。
			点検口の戸の設置及び施錠の状況	確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。	戸がないこと、戸が破損していること又は解錠若しくは施錠ができないこと。
	(二)		<b>削除</b>		
	(三)	制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。

機械室

点検用コンセントが削除されたことにより、項番が繰り上げとなっています！

# 1(2)表③ 小荷物用昇降機の改正前・後の検査結果表比較

改正前

別記第6号 1-(2)点検用コンセント

1	機械室	
(1)	機械室への経路及び点検口の戸	
(2)	点検用コンセント	
(3)	制御器	開閉器及び遮断器 接触器、 継電器及び 運転制御用 基板 電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準（ ） ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（ ）

改正後（新様式）

別記第6号 1-(2)点検用コンセント

1	機械室	
(1)	機械室への経路及び点検口の戸	
(2)	制御器	開閉器及び遮断器 接触器、 継電器及び 運転制御用 基板 電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準（ ） ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（ ）



**点検用コンセントが削除されたことにより、項番が繰り上げとなっています！  
旧様式は受付出来ませんので、必ず新様式の検査結果表をご使用下さい！**

## 2.既存不適格項目改訂箇所紹介

### (1)エスカレーターの、5(1)交差部固定保護板及び、 5(5)交差部可動警告板の判定について

交差部固定保護板の義務化以前(平成12年6月1日施行、平成12年建設省告示第1417号第1第三号の制定以前)に設置されたエスカレーターの交差部に可動式保護板のみが設置されている場合

★「5(1)交差部固定保護板」の検査項目は要是正(既存不適格)と判定

★「5(5)交差部可動警告板」は検査対象外

※交差部可動警告板にひび割れや破損がある場合は、「5(1)交差部固定保護板」の検査項目において「要是正」と判定してください

(記入例)

令和7年6月30日までの検査

5(1)交差部固定保護板:抹消

5(5)交差部可動警告板:指摘なし



令和7年7月1日以降の検査

5(1)交差部固定保護板:要是正(既存不適格)

5(5)交差部可動警告板:抹消

判定変更については特記事項欄外への変更文は不要です。

## 2.既存不適格項目改訂箇所紹介

### (2)既存不適格判定基準の変更

#### ロープ式 4(5)頂部綱車

検査事項:取付けの状況

内 容:頂部綱車用支持ばい等は構造計算により地震その他の振動に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること

平成26年3月以前の確認申請物件は別途強度計算が必要(計算書が無ければ 既存不適格)



#### 改訂内容

- 1(18)駆動装置等の耐震対策と一本化されました。
- 4(5)頂部綱車は**既存不適格の対象外**となりました。

今回の改正により判定が変更になる場合の特記事項欄外の変更文は不要です。

## 2.既存不適格項目改訂箇所紹介

### (3)既存不適格判定基準の変更

#### 段差解消機 4(9)車止め

検査事項:取付けの状況

内 容:車止めがある段差解消機において、基準を満たした車止めが設置されていること



#### 改訂内容

準拠法令(平12建告第1413号第1第九号イ(1))の内容が段差解消機とは一致しないため 4(9)車止めは**既存不適格の対象外**となりました。

今回の改正により判定が変更になる場合の**特記事項欄外の変更文は不要**です。

## 2.既存不適格項目改訂箇所紹介

### (4)既存不適格判定基準の変更

#### ・段差解消機2(13)パンタグラフ式(下枠及びアーム部の状況)

検査事項:下枠及びアーム部の状況

内 容:パンタグラフに耐震対策が講じられていること(耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定)



#### 改訂内容

施行年月日:平成26年4月1日

関係法令等:平25国告第1047号

令和7年7月1日からの検査分より**判定実施**願います。

※その他の検査項目に対しても施行年月日の追加・取消が発生しています。  
近畿ブロックホームページ令和7年6月10日発行の  
5月月報にてご確認下さい!

今回の改正により判定が変更になる場合の特記事項欄外の変更文は不要です。

# 3.定期検査報告書(含む検査結果表・概要書)について

定期検査報告書については、報告書建築基準法施行規則第三十六号の四様式、五様式に則り作成する必要があります。

令和7年7月1日以降検査実施分は**新様式の検査結果表**にて検査報告を実施して下さい。新様式の検査結果表については(一財)日本建築設備・昇降機センター及び、近畿ブロック昇降機等検査協議会のホームページにて公開しています。

## 日本建築設備・昇降機センターホームページからのダウンロード方法

1. ホームページを開く

2. メニューを開く

3. 定期報告制度の推進を選択する

4. 定期報告制度とはを選択する

5. 別記様式(昇降機の検査結果表)を選択する

【新様式・解説動画を公開しました。】令和7年7月1日から施行される定期検査報告書様式変更

# 3.定期検査報告書(含む検査結果表・概要書)について

## (1)日本建築設備・昇降機センター掲載の検査結果表

報告にご使用いただけますようよろしくお願いいたします。  
 詳しくは昇降機定期検査基準書2025年版をご参照下さい。

※使用については、近畿ブロック受付での登録番号を従来場所へ記載願います。

(14)	巻上機	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	<input type="radio"/>	適	<input type="radio"/>	否						
			保持力	<input type="radio"/>	適	<input type="radio"/>	否						
			イ.ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認	<input type="radio"/>	適	<input type="radio"/>	否						
			ロ.ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認	<input type="radio"/>	適	<input type="radio"/>	否						
			ハ.かごに荷重を加え、かごの位置を確認	<input type="radio"/>	適	<input type="radio"/>	否						
			パッドの厚さ										
			イ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値( $\Delta$ .○ mm)	<input type="radio"/>	右	○.○	mm						
			要是正となる基準値 ( ○.▼ mm)	<input type="radio"/>	左	○.○	mm						
			ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値( mm)	<input type="radio"/>									
			要是正となる基準値 ( mm)	<input type="radio"/>									
			プランジャーストローク										
			イ.構造上対象外	<input type="radio"/>									
			ロ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値( ■.○ mm)	<input type="radio"/>		○.○	mm						
			要是正となる基準値 ( ▲.○ mm)	<input type="radio"/>									
			ハ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値( mm)	<input type="radio"/>									
			要是正となる基準値 ( mm)	<input type="radio"/>									
(15)	そらせ車			<input type="radio"/>									
(16)	電動機			<input type="radio"/>									
(17)	電動発電機			<input type="radio"/>									
(18)	駆動装置等の耐震対策			<input type="radio"/>									
(19)	速度	定格速度 ( ○○ m/min)			上昇	○○	m/min	<input type="radio"/>					
					下降	○○	m/min	<input type="radio"/>					
								登録番号	102-00-00000				

### 特徴

- ・エクセルフォーマット
- ・○を選択できる
- ・将来の電子化報告(オンライン報告)に適合

必ず登録番号欄を設けたうえで、当該の登録番号を記載して下さい。

# 近畿ブロック昇降機等検査協議会ホームページからのダウンロード方法

1

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会

2025/07/10  
令和7年6月「月報」を発行しました。  
→ **【受講申込書】** R7年度、昇降機等検査員地域講習会

2025/06/10  
令和7年5月「月報」を発行しました。

2

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会

協議会の概要  
定期検査報告制度  
関係法令  
帳票ダウンロード

主索の判定要領と記載例  
トピックス  
よくある質問


2025/07/10  
〒541-0041  
大阪市中央区北浜3丁目1番18号 島ビル6階  
TEL 06-6228-1623 FAX 06-6228-0252  
→ **【受講申込書】** R7年度、昇降機等検査員地域講習会


2025/06/10  
令和7年5月「月報」を発行しました。

3


一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会


5  
ロープ式エレベーター検査結果表  
(黄色)  
令和7年7月1日以降

テキストファイル 

PDFファイル 

6  
リニアモーター式エレベーター検査結果表  
(白色)  
令和7年7月1日以降

テキストファイル 

PDFファイル 

# 3.定期検査報告書(含む検査結果表・概要書)について

(2)近畿ブロック昇降機等検査協議会掲載の検査結果表も報告にご使用いただけますので、ご承知おき願います。

ダウンロードサイトに令和7年7月1日以降と表記があるものは令和6年6月28日改正、令和7年7月1日施行の法令に基づき改訂しております。

## 特徴

- ・エクセルフォーマットとPDFフォーマットがある
- ・従来通り、該当する項目適、否を○で囲むタイプ

別記第一号 (A 4) 検査結果表 (第1項第1号に規定する昇降機) 【ロープ式エレベーター】

昇降機検査に 関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号	
	その他の検査者			
番号	検査項目	昇降機番号	検査結果 指摘なし 重要点 要是正 既在不良	担当検査者番号
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)			
(1)	機械室への通路及び出入口の戸		—	
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等		—	
(3)	機械室の床の貫通部		—	
(4)	救出装置		—	
(5)	開閉器及び遮断器		—	
(6)	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 フェールセーフ設計(該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 ( ) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ( )	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日	—	—
	接触器、 補電器及び 運転制御用基板			
制動器	ブレーキ用接触器の接点 接点を目視等により確認 フェールセーフ設計(該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 ( ) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ( )	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日	—	—
(7)	ヒューズ		—	—
(8)	絶縁 電動発電機の回路(300V以下・300V超)	MΩ	—	—
	電動機の回路(300V以下・300V超)	MΩ	—	—
	制動器等の回路の300Vを超える回路	MΩ	—	—
	制動器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ	—	—
(9)	接地	MΩ	—	—
(10)	懸床選択機		—	—
(11)	減速歯車		—	—
(12)	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 ( mm )	mm	—	—
	綱車又は巻胴 ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 ( mm )	mm		
	ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況	適・否 適・否		
受付番号		登録番号	—	—

## 3.定期検査報告書(含む検査結果表・概要書)について

### (3)ご注意願いたい事

その1. 検査結果表、様式の加工について(令和7年1月月報掲載)(令和7年8月月報掲載)

報告会社にて**加工された検査結果表**が見受けられます。

#### 具体例

##### ・ローフ式検査結果表

正:6(4)緩衝器及び緩衝材

誤:6(4)緩衝器**又は**緩衝材→「及び」が「又は」になっている。

##### ・別添様式 フレーキパッドの取付位置

正:右 左

誤:上 下 →左右を**上下**に変更している。または**上下**の新たなチェックボックスを設けている。

※左右を上下に変更する場合は左右を二重線で抹消し上下の文字を追記する。

以上以外にも、検査結果表のフォーマットは報告書建築基準法施行規則第三十六号の四様式、五様式に則ったものであり、勝手に改ざんしてはいけません！

近畿ブロックでは、返却対象とさせていただいております。

## 3.定期検査報告書(含む検査結果表・概要書)について

### (4)ご注意願いたい事

その2.(昇降機)及び(遊戯施設)の定期検査報告書・概要書の一部改正(令和6年7月月報掲載)

令和6年3月8日付の官報で、建築基準法施行細則の一部改正が公布され

令和6年4月1日から施行されています。〔国土交通省令第18号〔第1条〕〕

※令和7年3月31日までは経過措置、令和7年4月1日からは本対応です。

伴い、(第二面)第一項に記載の「建築主事」が「建築主事等」に変更されています。

### 報告書様式

・昇降機:第三十六号の四様式(定期検査報告書)及び五様式(定期検査報告概要書)

※令和7年3月31日までは経過措置として、従来の報告様式でもOKでしたが令和7年4月1日より新様式での報告が必要となっております。

### まとめ

- ・定期検査報告書は建築基準法に基づき、改正後の新しい様式を使用ください。旧様式は返却対象です。
- ・勝手な加工は容認されませんので、返却対象とさせていただきます。作成時、作成後の確認をお願いします。

# お わ り

**ご清聴ありがとうございました。  
本日の講習会はこれで全て終了いたしました。**